

令和2年度三重県公営企業会計（病院事業庁）決算審査意見書

令和2年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）審査意見書

概要説明

令和3年10月

三重県監査委員

令和 2 年度三重県公営企業会計（病院事業庁）決算審査意見書

概要説明

令和 2 年度の病院事業庁関係の決算審査につきましては、去る 9 月 28 日付けで、知事あてに意見書を提出しましたので、その概要についてご説明申し上げます。

第 1 審査の概要（意見書 1 頁）

審査の対象は、病院事業庁が経営する令和 2 年度三重県病院事業会計です。

決算の審査は、知事から審査に付された決算書並添付書類の内容について、

- ① 決算の計数は正確であるか
- ② 決算諸表は、経営成績及び財政状態を適正に表示しているか
- ③ 予算は、計画的かつ効率的に執行されているか
- ④ 事業経営は、常に経済性の発揮及び公共の福祉を増進するよう運営されているか

などを重点に、会計諸帳票、証拠書類との照合精査を行うとともに、必要な資料の提出を求め、関係当局の説明を聴取し、併せて定期監査、例月出納検査等の結果を参考に、慎重に審査を行いました。

第 2 審査の結果及び意見（意見書 2 頁）

1 審査の結果（意見書 2 頁）

「審査の結果」につきましては、三重県病院事業庁が経営している病院事業の決算諸表は、地方公営企業法及び関係法令に則り、病院事業庁会計規程に基づいて作成されており、その計数は正確であり、経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められます。

また、事業の経営につきましては、意見とした点以外は、概ね適正に処理されておりましたので、「審査の意見」について、ご説明申し上げます。

2 審査の意見（意見書 2頁）

(1) 令和2年度決算と中期経営計画に基づく病院事業の運営について（意見書 2頁）

令和2年度病院事業会計については、新型コロナウイルス感染症の影響による入院・外来患者数の減少により、医業損益は前年度に比べ約4億730万円悪化しましたが、感染症対策に係る国からの交付金等により一般会計繰入金が増加したことなどから、収益的収支は約4億4,091万円の黒字となりました。

また、未処理欠損金（累積欠損金）は改善があったものの、依然として約88億円と多額です。

平成29年度から令和2年度までを計画期間とする「三重県病院事業 中期経営計画」の成果目標については、感染症の影響もあり、達成項目は計画期間内で最も少なくなりました。そのような中、令和3年度からの次期中期経営計画については、令和2年度において策定予定でしたが、中期的な見通しが困難な状況であったことから、令和3年度の計画については、計画期間を1年間延長し単年度計画として策定しました。

このため、感染症の状況を踏まえ、感染症が事業運営に与える影響に留意しながら、計画の目標達成に向けて取り組み、医業収益の確保を図るなど、経営の健全化に努めるとともに、各病院がそれぞれの役割・機能を十分に発揮できるよう、各病院を取り巻く環境や求められる医療ニーズを踏まえ、次期中期経営計画を策定されたい、と意見しています。

ア こころの医療センター（意見書 5頁）

新型コロナウイルス感染症の影響による入院・外来患者数の減少により、医業収益は減少しましたが、感染症対策に係る国からの交付金等により一般会計繰入金が増加したことなどから、収益的収支は、前年度に比べ約4億922万円改善し、平成28年度以来4年ぶりとなる約3億3,570万円の黒字となりました。

平成30年度から進めている経営改善プロジェクトについては、多職種連携による適切かつ円滑な病床管理による入院診療単価の増加や、地域の医療・福祉施設等との連携による長期入院患者

の地域移行等の成果が出ていることから、感染症の状況も踏まえ、引き続き、経営の健全化に努められたい、と意見しています。

また、今後も精神科医療の中核病院として、精神科救急・急性期医療及び認知症治療、依存症治療等の専門的医療を提供するとともに、「入院医療中心から地域生活支援中心へ」という精神科医療の方向性を踏まえ、多様な医療ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供に努められたい、と意見しています。

イ 一志病院（意見書 5頁）

収益的収支は、前年度に比べ約2,706万円増加し、平成25年度から8年連続となる約1億7,722万円の黒字となりました。

今後も入院・外来患者数の確保や訪問診療等の在宅療養支援、住民健診等の予防医療の取組を通じて収益の増加を図るなど、引き続き、健全な経営に努められたい、と意見しています。

また、地域の過疎化、高齢化が進み、住民の医療ニーズがより一層高まっている中、総合診療医やプライマリ・ケアを担う人材育成に取り組むとともに、総合診療医を中心としたプライマリ・ケアの実践に取り組むなど、引き続き、地域に最適な医療サービスの安定的な提供に努められたい、と意見しています。

ウ 志摩病院（意見書 5頁）

志摩病院では、平成24年度以降、指定管理者制度により病院経営を行っていますが、令和3年度は現指定期間の最終年度となることから、令和2年度に次期指定期間の管理者として、引き続き公益社団法人地域医療振興協会を指定し、「三重県立志摩病院の管理運営に関する基本協定書」を締結しました。

これまで、稼働病床の段階的増床や内科系救急における24時間365日の受入、小児救急の一部再開などを実現していますが、外科系における救急受入体制の回復や一部診療科における常勤医師の配置が進んでいません。

このため、令和3年度は、新たな基本協定を見据え、志摩地域の中核病院として、地域のニーズや状況に応じた役割・機能を提供できるよう、次期指定期間に向けた準備を進められたい、と意見しています。

また、人口減少など志摩病院を取り巻く環境が変化する中、医師の確保や診療機能の充実強化等に取り組むことにより、経営改善が着実に進められるよう指定管理者に対する指導や支援を行われたい、と意見しています。

(2) 未収金の回収と発生防止について（意見書 6頁）

令和2年度末における病院事業庁全体の診療費自己負担金の過年度未収金は、前年度に比べて約544万円減少し、約5,780万円となっています。

令和2年度については、電話督促、催告書等の送付及び臨戸訪問を行い、回収困難案件については弁護士法人に回収委託を行うなどにより、約723万円の過年度未収金を回収しているところですが、引き続き、早期回収に向けての取組を進められたい、と意見しています。

また、新規の発生額は3年続けて減少しましたが、令和2年度は約318万円発生していますので、引き続き、未収金の発生防止に取り組まれたい、と意見しています。

令和2年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）審査意見書

概要説明

令和2年度決算に係る資金不足比率の審査につきましては、去る9月28日付けで、知事あてに意見書を提出しましたので、病院事業庁関係の概要についてご説明申し上げます。

第1 審査の概要

審査の対象は、知事から審査に付された令和2年度の決算等に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類です。

- ① 法令に照らし、財政指標の算出過程に誤りがないか
- ② 法令等に基づき、適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか
- ③ 財政指標の基礎となった書類等が、適正に作成されているか
- ④ 財政指標の算定を行うに際して、客観的な事実に基づき、適切な判断が行われているか

などに重点をおき、決算書並添付書類及びその他の証拠書類と照合し、確認を行いました。

第2 審査の結果及び意見

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を慎重に審査した結果、病院事業について、適正に作成されており、資金不足は発生していないものと認められることを、ご報告申し上げます。

以上をもちまして、令和2年度三重県公営企業会計（病院事業庁）決算審査意見書及び令和2年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）審査意見書の概要説明を終わらせていただきます。